

富岡市給水条例 (平成18年3月27日条例第199号)

最終改正:平成29年3月30日条例第19号

改正内容:平成29年3月30日条例第19号[平成29年4月1日]

(加入金)

第29条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次の表に定める水道加入金（以下「加入金」という。）の額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	190,000円
30ミリメートル	275,000円
40ミリメートル	485,000円
50ミリメートル	755,000円
75ミリメートル	1,700,000円
100ミリメートル	3,020,000円
125ミリメートル	4,750,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める。

- 前項の加入金に消費税等相当額を加えた額は、給水開始までに徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、給水開始後に徴収することができる。
- 既納の加入金に消費税等相当額を加えた額は、還付しない。ただし、工事着手前になされた工事申込みの取消し及び工事申込み後になされた設計変更により差額が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。